

三 生花松換ノ換行をす。

ノ新機を以て金銀ノ協定は其ノ要路に在りて中一ノ改訂ニ當リ  
皆中一ノ改訂ノ分ニ三改ノ案議を各團長に之を以て協定あり  
且其ノ不換ノ形勢を以て進境ノ不利ナリといふ事か其ノ如く平  
換ノあり此書より。

◎ 生花松換ノ協定書 (七・七・七八)

行五地 四山市島田二九二

男三〇名 女一〇九名 計一三九名

免加者 女三六名

本國此協定

本邦勸業ノ休養ノ受ケル者不換者ノ古往昔因難ノ毎々  
職之任能債償助五ノ一割乃其ニ割値下をすは此

表表とん、職工一節不平等ヲ唱へて東道ノ利益を以て終力要孔ニ  
へテ結成し七月の多前七時ヲ七五五六名に協定ありといふ  
か今日ノ書に之ヲ一値下ノ物生候ニ其協定書ニ皆各一を以  
物助金ノ一時五割ノ物し高道至、時拂三俵上ノ法行以下  
ノ表表とん、協定し左の如く左部ノ表書あり。